

事業主の皆様へ

労働契約締結に際し、

# 労働条件通知書の交付

をお願いします。

労働条件通知書の交付は、労働基準法第15条で義務づけられています。

- 求人票は、労働条件通知書の代わりにはなりません。
- 契約期間の設定の有無や雇用期間の長短にかかわらず交付する必要があります。

遅くとも実際に働き始めるまでに交付することが重要です。

- 本採用前や試用期間を定めている場合等であっても、実際に働き始めることにより変わりありません。
- 労働条件通知書の交付に当たっては、労使双方で内容を確認しましょう。

明示事項に留意してください。

- 法令で定められた明示事項を満たす必要があります（労働基準法第15条）。\*  
モデル様式（厚生労働省HP「主要様式ダウンロードコーナー」から入手できます。）をご利用ください。
- 有期労働契約の場合は、①更新の有無、②更新する場合等の判断基準を明示する必要があります。
- 試用期間等の労働条件が異なる場合は、その内容の明示が必要です。
- パートタイム労働者の場合は、パートタイム労働法により、昇給、賞与及び退職金の有無等についても明示が必要となります。

\* 労働基準法第15条違反には罰則があります。

新潟県最低賃金を守りましょう。

- 新潟県最低賃金は時間額731円（効力発生年月日は平成27年10月3日）です。  
～新潟県内で働く全ての労働者に適用されます。
- 最低賃金制度の詳細、または、産業別最低賃金については、新潟労働局賃金室（025-288-3504）までお問い合わせください。

詳しくは、労働基準監督署（0259-23-4500）にお問い合わせください。



佐渡労働基準監督署

裏面もご覧ください

## 求人者の皆様へ

面接・選考に際しては、次の点にご注意のうえ、できるだけ速やか（原則として1週間以内）に採否を決定いただきますようお願いいたします。

- 応募者の年齢や性別によらず、仕事についての適正や能力により、採否を判断してください。
- 応募者の家族構成や本籍等の本人の能力と関係のない不適切な質問をすることは禁じられています。
- 求人票に書かれている仕事内容を詳しく具体的に説明していただき、可能であれば現場見学などの配慮をお願いします。
- 応募者に提示する労働条件等は、申し込まれた求人票に記載した労働条件を順守するようにしてください。
- 面接時には、応募者から質問が無いか確認してください。
- 書類選考を実施する場合は、書類到着後何日以内で選考の結果が出るのか明示していただくとともに、なんらかの理由で選考の結果が遅れる場合には、応募者へその旨を必ず連絡してください。
- 採否が決定しましたら応募者（書面または電話等）とハローワーク（採否結果通知書で）に速やかにご連絡をお願いします。



ハローワーク佐渡

裏面もご覧ください